

備考

高此の外社貿給料の七八九、三ヶ月に亘りて一ハ、六ハ、四ニセの未拂金を有せり

(別記二)

要 求 書

吾等從業員一向が今や餓餓に瀕しつゝあり此窮境を脱せんがために從業員一周の名に於て左の
多額を要求す

一 現在残額の二分の一を来る十九日迄に確實に支拂ふ事

二 残額は二十五日迄全部支拂ふ事

右要求す

昭和五年四月十六日

從業員一周

星製藥株式會社
社長 星一殿

(別記三)

決 議

吾等ハ從業員大會名於テ不拂貨金即時支拂フ要求ス吾等從業員ハ餓死瀕シテ居
ルニ至拘ハラズ依然トシテ貨金不拂ラヤツテ居ル幾度ク、交渉ス全然誠意ナシ回答ニ終フテ
居ル吾等ハ斯レタ会社、僥賄ヲ突破リ嚴然立ツテ給料残額支拂ニ対スル運動ヲ開始スル
モノアル事ヲ次議ス

昭和五年四月

從業員一周

星製藥株式會社
社長 星一殿

(別記四) 要 求 書

吾等從業員一周が今や餓餓に瀕しつゝあり此窮境を脱せんがために從業員有志一周の名
に於て左の多額を要求す

一 残額ハ二十二日迄全部支拂ふ事

右要求す

昭和五年四月十三日

星製藥株式會社
社長 星一殿

從業員一周